

平成18年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年3月24日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員
 1 番 西本 俊吉 2 番 矢野 隆行
 3 番 梶山 幾世 4 番 内田 聡史
 5 番 奥村 治男 6 番 藤村 洋二
 7 番 本田 章紘 8 番 三和 郁子
 9 番 鈴木 市朗 10 番 田中 良隆
 11 番 藤下 茂昭 12 番 中島 一雄
 13 番 田中 孝嗣 14 番 中田 幸子
 15 番 小島 進 17 番 野並 享子
 18 番 小菅 六雄 19 番 原田 薫
 20 番 田中榮太郎 21 番 林 克
 22 番 荒川 泰宏 23 番 河野 司
 24 番 秦 眞治

不応招議員 16番 川口 東洋

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都 市 建 設 部 長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	田中 正二	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	高田 一巳
教 育 部 次 長	高田 利江子	都 市 建 設 部 総括マネージャー	堤 文男
環 境 経 済 部 総括マネージャー	佐橋 市衛	広 報 秘 書 課 長	富田 久和

総務課長 竹内 睦夫 企画財政課長 中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長 内堀 悟 事務局次長 井狩 重則

書記 赤坂 悦男 書記 荒川 貴之

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議第 3 号から議第 4 4 号
(野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例他
4 1 件)
各常任委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決
- 第 4 発議第 2 号及び発議第 3 号
(野洲市議会議員定数条例他 1 件)
議会運営委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決
- 第 5 交通対策特別委員会調査報告

追加議事日程

- 第 1 委任専決第 5 号損害賠償の額を定めることについて
- 第 2 議第 4 8 号から議第 5 0 号
(平成 1 7 年度野洲市一般会計補正予算(第 8 号)他 2 件)
提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、23 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長 (荒川泰宏君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 23 名、欠席議員 1 名。欠席議員は、第 16 番、川口東洋君であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程表のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付いたしました文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第 2)

議長 (荒川泰宏君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 5 番、奥村治男君、第 6 番、藤村洋二君を指名いたします。

(日程第 3)

議長 (荒川泰宏君) 日程第 3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第 3 号から議第 44 号までを一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。

第 23 番、河野司君。

23 番 (河野 司君) おはようございます。第 23 番、河野司でございます。

去る 3 月 13 日の本会議におきまして議会運営委員会に付託を受けました議案を審査するため、3 月 16 日に委員会を招集し、委員 10 名及び委員外委員 1 名、並びに正副議長の出席、そして欠席議員 1 人のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求めまして、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査をいたしました結果につきまして、まず市長提出議案 2 件のご報告申し上げたいと思います。

まず、議第 8 号野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 9 号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、付則におきまして、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間、議長、副議長及び議員の報酬額から 100 分の 3 を減じた額にしようとする修正案が委員から提案をされ、採決の結果、賛成多数でお手元に配付しております修正案のとおり修正案を可決し、その他の部分につきましても原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議会運営委員会に付託を受けました、市長提出議案 2 件の審査結果の報告とさせ

ていただきます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） これより、議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

第15番、小島進君。

15番（小島 進君） おはようございます。15番、小島進でございます。

去る3月13日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月17日に委員会を招集し、出席委員7名、欠席委員1名のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第3号野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、議第5号野洲市国民保護協議会条例、議第6号野洲市国民保護対策本部及び野洲市緊急対処事態対策本部条例、議第10号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議第11号野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議第12号野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議第13号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第14号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、議第15号野洲市部設置条例の一部を改正する条例、議第17号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第18号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第25号平成18年度野洲市一般会計予算中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第34号平成18年度野洲市土地取得特別会計予算、議第36号平成17年度野洲市一般会計補正予算（第7号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、以上の14議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第3号、議第10号、議第15号、議第17号、議第34号、議第36号については全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第5号、議第6号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第18号、議第25号については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

よろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。報告いたします。

去る3月13日の定例会におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査をするため、3月20日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第7号野洲川歴史公園田園空間センター条例、議第16号野洲市特別会計条例の一部を改正する条例、議第22号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議第25号平成18年度野洲市一般会計予算中、歳出の部、衛生費（第1項、第4目）、第2項、第3項、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、第1項、第4目、並びに関係する歳入について、議第30号平成18年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第31号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第32号平成18年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第33号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第35号平成18年度野洲市水道事業会計予算、議第36号平成17年度野洲市一般会計補正予算（第7号）中、歳出の部、衛生費（第1項、第5目、第3項）、農林水産業費、商工費、土木費、並びに関係する歳入、議第39号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第40号平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）、議第41号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第42号平成17年度野洲市水道事業会計補正予算（第3号）、議第43号工事請負契約について（市営住宅木部団地建設工事（建築主体工事））、議第44号市道路線の認定及び廃止について、以上、条例関係3件、予算関係11件、その他2件、合計16件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全員賛成にてすべての議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

議長（荒川泰宏君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

12番（中島一雄君） 12番、中島一雄でございます。

去る3月13日の定例会におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月22日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第4号野洲市障害者自立支援条例、議第19号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第20号野洲市立保育所条例の一部を改正する条例、議第21号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例、議第23号野洲市在宅介護支援センター条例を廃止する条例、議第24号野洲市訪問看護ステーション条例を廃止する条例、議第25号平成18年度野洲市一般会計予算中、歳出の部、総務費（第1項（第15目））、第3項、民生費、衛生費（第1項（第4目）、第2項、第3項を除く。）、教育費、並びに関係する歳入、議第26号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第27号平成18年度野洲市老人保健事業特別会計予算、議第28号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第29号平成18年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第36号平成17年度野洲市一般会計補正予算（第7号）中、歳出の部、総務費（第3項）、民生費、衛生費（第1項（第5目）、第3項を除く。）、教育費、並びに関係する歳入、議第37号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第38号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上の14議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審議いたしました結果、議第4号、議第19号、議第21号、議第25号、議第26号、議第28号議案につきましては賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第20号、議第23号、議第24号、議第27号、議第29号、議第36号、議第37号、議第38号議案については全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたし

ます。よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前9時19分 休憩）

（午前9時31分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第7番、本田章紘君。

7番（本田章紘君） 7番、本田章紘でございます。

先ほど報告がございました文教福祉常任委員長の報告内容の中で、議題25号一般会計
予算中の教育費予算の中の幼稚園管理費について、もう少し詳細な審議内容のご報告をお
願いいたします。

特に、今回の予算の中には、中主幼稚園の人員削減と、新しく預かり保育を進める三上
幼稚園の預かり保育の要員確保の審議内容が含まれております。現予算の中では、こうい
った要員確保が十分充足されていないということから、中主幼稚園の保護者の多くの皆さん
が要望書を集めつつあります。そういった観点から、審議内容の詳細な報告を求めるも
のであります。

議長（荒川泰宏君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） 今の、本田議員のこの件につきましては、教育委員会担当課よ
り今回の予算審議は3名の要員確保を前提といたしまして、必要な処置は6月補正で対応
したいとの説明を受け、それを踏まえまして委員会に諮り、その後の審議を進め、採決の
結果、賛成多数で可決したものであります。

また、預かり保育の要員確保につきましては、先ほども申し上げましたように3名を確
保するという説明を受けて審議をし、賛成多数で可決したものであります。

なお、三上幼稚園の関係については、今回の審査の対象でないものと認識しております。
以上であります。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） まず、三上幼稚園の預かり保育が18年度から行われることを考
えますと、幼稚園管理費の中の預かり保育事業、この予算については、当然、三上幼稚園

の問題も含まれて審議しなければならないし、当然ゼロという評価で含まれているものではないでしょうか。

それから、1名が3名。当初、議案の説明があったとき、この本会議場では1名の予算として説明を受けております。議案質疑の中でも当然でございます。いつの間に3名にすり替わったのか。その予算の裏づけは、原案の中には何ら保障されておられません。原資をどこから持ってくるのか。その説明もないままに審議されたとしたら、これは大きな問題でございます。当然、修正というのはいろんな経過の中であるわけですし、本日、この本会議で修正予算が提案されたならば、妥当な審議がされたであらうでしょう。しかし、委員会の中で、市長の挨拶の中を含めて、こういった提案がされた。詳細な議案としての裏づけのない提案である。そういったものをもって原案どおり可決ということは、これは理解し得ないところであります。いったいどのような判断なり、委員長としての理事者への指示をどのようになされたのか、それについてお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） 本田議員の問いにお答えをいたします。

本人も傍聴にお見えになっておりまして、やじも飛ばされておられました。その前にお答えをしたとおりでございます。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） 委員長、大変感情的になっていらっしゃるけれども、私が傍聴に来ていたか否かが、ここでの論議の焦点ではございません。正規に提案すべき内容が、なぜ正規な方法で提案されなかったのか。修正案が出されたなら、私たちも当然改正されて、要員確保がされていくわけですから、良好な判断であろうといったこともできるわけですが、委員会に入っていないメンバーには正規な内容としての説明はゼロの状態です。そういった中において、予算の裏づけのない内容を委員会が承認した。また、説明を受けた内容とは異なることが、口頭で説明された。これは大変、議会運営としても大きな問題であろうと考えるわけです。なぜ、この本会議の席で、委員会が開催後1日という余裕がございました、提案されないのか。本来ここで提案して、委員会付託を省くこともできるわけです。そういった議案というのは、たくさんあるわけです。そういった手法を用いて、みんなが等しく議論して、納得して、採決するのが本来の方法ではないでしょうか。やはり、予算の裏づけをしない事業が行われること、この問題は大変大きな問題であろうと。ただ、一方で、幼稚園の方で要員が少し確保されるということは、保護者にとっては喜ば

しいことであろうと感じますが、議会のあり方、提案のあり方、こういった点については問題を提起しておきたい。そして、あわせて、当然要員の訂正を申し出られたということは、教育委員会部局も予算立案に大きな問題があったと。こういったことを訂正されたものと受けとめるわけです。そうしますと、同じように、預かり保育を始める三上幼稚園にも、当然修正して要員を確保すべきであり、そういった内容で提案されるべきではなかったかと。教育委員会に対しても、問題の提起をしておきたい。

以上で終わります。

議長（荒川泰宏君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議案第3号から議第45号までの各議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第3号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第3号野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第4号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 議第4号野洲市障害者自立支援条例について、反対討論を行います。

今年4月から、障害者自立支援法に基づき、利用料が1割負担になります。また、施設入所の食事代、居住費が自己負担になり、障害年金で暮らせていけない状況が発生し、全国では10万人を超える集会やデモが行われました。

昨年の衆議院選挙で自民、公明党が3分の2を確保したことにより、廃案になっていたものが再度国会において可決成立いたしました。この影響を、野洲でも多くの方が受けま

す。施設を利用されている方は入所 20 人、通所 60 人、また居宅支援では 187 人おられ、すべての方が大きな負担になります。これまで、非課税で無料だった人が 1 万 5,000 円の負担とか、障害 1 級の年金を貰っておられる方が 2 万 4,600 円、預金のある方は 3 万 7,200 円と、上限が決められているとはいえ収入の 2 割ぐらいを負担しなければならない状況になります。そのために、横浜市や京都市や函館市などの市では、上限額の半額補助や総額の上限額を定めるとか、東京都では精神障害の医療費は引き続き無料を続けるとか、それぞれの自治体で緊急に条例がつくられています。野洲市の場合、法律どおりの実施で、市長は状況を見ながら判断する。部長は、個々対応で支援すると言われましたが、そのような状況では間尺に合いません。障害を持っている者がサービスを受けることを益と見なすこと自体、憲法 25 条に反します。国に対し、応益割負担の撤回を求めるべきです。本条例案の提案だけでは、障害者の生存権を保障することはできません。野洲市として独自の支援策を講じるべきであり、国言いなりの行政に対し反対を表明し、討論といたします。

また、非課税で無料であった方や減額されていた方が、1 割負担の導入により軽減がされなくなってしまいました。あわせて、議題 19 号の手数料条例にも反対を表明しておきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、第 14 番、中田幸子君。

14 番（中田幸子君） 14 番、中田幸子でございます。

ただいま議題となっております議第 4 号野洲市障害者自立支援条例について、賛成討論をいたします。

障害者自立支援法は、平成 15 年度から開始されました支援費制度における障害者サービスの課題解決を図るため、障害のある人が住みなれた地域で、自立した地域生活及び社会生活が営めることを目的として、昨年 11 月に交付され、本年 4 月より障害程度区分認定調査や地域での自立と安心を支える障害者等の福祉サービスの提供、また利用者負担では低所得者層への負担軽減などを盛り込んだ障害者自立支援法が施行されることから、本市における障害者等の福祉サービスの一層の充実を図るため、野洲市障害者自立支援条例が制定されます。野洲市障害者自立支援条例では、地域に住む人が共に支え合い、障害のある人に必要な障害福祉サービスを提供し、市民の福祉の増進、健康の保持及び生活の安定向上を図ることを目的としております。利用者負担につきましても、個々の所得を踏まえた軽減策を講じられるなど、継続した障害者等の福祉サービスを提供するためには必要

な仕組みであると思われます。

また、障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、安心して暮らせる共生社会のまちづくりの実現を図るためにも、本条例が必要であると考えております。今後はこの条例を踏まえて、市民相互に協力し、障害のある方々の意向を十分に反映した障害者等の福祉サービスが公平に提供できるよう取り組んでいただきますと共に、収入によりサービスが受けられないということのないよう、一人ひとりの生活支援に努められますことを期待いたしまして賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第4号野洲市障害者自立支援条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 議第5号及び関連して6号につきまして、反対討論を行います。

本条例案は03年6月に武力攻撃事態法、また2004年6月には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法をはじめ、米軍支援法、特定公共施設利用法など関連7法案が制定されたことにより、今回、そのための条例を制定しようとするものであります。

そもそも、武力攻撃事態法は、アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊が参戦し、同時にこの戦争に地方自治体と住民に協力を義務づけさせようとするものであります。それどころか、協力を拒否すれば罰則規定までしながら、動員協力させようという危険なものでもあります。そこで、この間審議の中でも明らかにしましたが、1点目に、今回の条例制定の問題は、いわゆる日本有事の際、国民を保護するための条例と言いながら、実際は災害救助における国民保護とは根本的に性格が違うということであり、政府自身の説明でも、災害は地方が主導するのに対し、有事法制は国が主導すると説明しています。だから、保護計画の体系措置も国から下りてきています。よって、米軍の軍事行動は、平時

であれ有事であれ、日本国民にとって機密事項なのですから、どのような事態かもわからない中で地方自治体が避難計画をつくっても、架空の計画にならざるを得ないのであります。

2点目の問題は、アメリカの戦争に地方自治体や公共機関、また、その労働者等を動員する問題です。地方自治体に義務づけていることは、避難計画ではありません。病院や学校、公民館など、地方自治体の施設を米軍や自衛隊に提供したり、医療関係者や輸送業者などを動員する計画をつくることになります。また、自衛隊法103条では、有事の場合、土地、施設の収用、物資の収用や保管命令など、いわゆる土地の取り上げ、強制収用の指示が発動することになっています。このような問題があります。

3点目の問題は、国民保護計画なるものは、最も大事な国民の自由と権利を侵害することであります。武力攻撃事態法は、憲法に保障された基本的人権を制限することを公然と認めています。これは、高度の公共の福祉のため合理的な範囲と判断される限りにおいては、その制限は憲法13条等に反するものではないと言っています。極めて問題と考えます。

最後に4点目には、このような重大な問題であるにもかかわらず、この保護計画策定は、いわゆる議会の関与がないことであります。議案審議でも明らかになりましたが、この保護計画は、議会に対して報告だけであります。つまり、計画なるものの策定は、今言いましたように国主導で、国が任命した自衛隊関係者なども委員になり、国の思惑に基づく保護計画策定となるのは明らかであります。極めて危険なものであります。

以上、地方自治体、また市民にとりまして、求める条例ではないと考え、議第5号及び6号について反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第12番、中島一雄君。

12番（中島一雄君） 12番、中島一雄でございます。

私は、議第5号野洲市国民保護協議会条例と議第6号野洲市国民保護対策本部及び野洲市緊急対処事態対策本部条例について、賛成する立場から意見を述べたいと思います。

このたび議案となっております国民保護協議会条例などの制定につきましては、国民保護法の規定により、市民の命、身体及び財産を守るために、組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものであります。また、国民の保護のための処置を実施するのにあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないと規定され、本市の国民保護計画を作成するにあたっては基本的人権が尊重されるよう、特に留意して

取り組む考えであるとのことでもあります。さらに、国民の保護に関する仕組みでは、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処が主な柱となっております。市としても万一の場合、発生に向けた地方自治体として必要な市民の命、身体及び財産保護対策の充実などを図ることは、非常に重要な責務であります。このことから、市民の命や財産の安全を守るために、野洲市国民保護協議会条例と野洲市国民保護対策本部及び野洲市緊急処理事態対策本部条例を提案され、その備えをしていこうとするものであり、市民の安心、安全対策に積極的な取り組みに期待をし、私からの賛成討論とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第5号野洲市国民保護協議会条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第6号野洲市国民保護対策本部及び野洲市緊急処理事態対策本部条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第7号野洲川歴史公園田園空間センター条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は議会運営委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 8 号野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例は、議会運営委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 9 号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第 1 8 番、小菅六雄君。

1 8 番 (小菅六雄君) 議第 9 号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

なお、1 1 号の野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の改正、また、1 2 号教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正、また、1 3 号市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、1 4 号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正についても反対を表明しておきます。

そこで、議第 9 号市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

今回の議員報酬の引き上げは、議長が 3 8 万 4 , 0 0 0 円を 4 3 万円に、副議長が 3 0 万 3 , 0 0 0 円を 3 8 万円、そして議員が 2 6 万円を 3 5 万円にするものであります。議員で見ますと、一気に 9 万円の引き上げであります。これに関わる必要予算は 2 4 名、年額で 3 , 3 3 0 万円にもなります。私はこのような大幅な引き上げは、到底市民の理解は得られないものと考えます。また、市長など市四役を含む議員の給与、報酬の基本的な考え方、またあり方については、議案審議の際にも申し上げましたが、1 つは市民の暮らしの実態と市民感覚、また 2 点目には市財政の実態、3 点目には市民に期待される議員活動だと考えます。これから見ましても、今回の大幅な引き上げは理解ができません。ご承知のように、今市民の置かれている生活実態は小泉構造改革のもと、相次ぐ増税、社会保障の切り捨て、負担増の中で大変厳しいものがあります。このことは代表質問の際にも言いましたように、野洲市だけ見ましても生活保護世帯や小中学校での就学援助、扶助が急増

しています。また、国保税でも払いたくても払えない人が増えているのであります。政府は景気が回復基調と言いますが、市民にはその実感は全くありません。雇用の問題でも、大企業は正規雇用でなく、パート、臨時、嘱託、派遣社員等を増大させ、空前の利益を上げているのであります。これが、今市民の置かれている暮らしの実態ではないでしょうか。その上、今議会では、市民には介護保険料や国保税の値上げが提案されています。私は、市民にはこのような負担を押し付けながら、特別職には大幅な報酬、給与の引き上げは許せないと考えます。

2点目には、市財政上からもこのような引き上げと財政負担は許されません。先ほど言いましたように、議員だけでも引き上げのための必要財源は年間3,300万円ほどにもなります。現在の市財政につきましては、これも代表質問でも言いましたように、この提案されております予算案を見ましても、地方交付税が約8億円、あるいは国庫支出金で約2億円近い削減、また児童手当は拡大されましたが、その財源を地方自治体に押し付けるなどしています。これらにより、本市の予算編成は困難を余儀なくされています。平成18年度の予算案は、基金取り崩しで何とか対応されていますが、次年度19年度においては現在の状況が続くならば、予算の編成は一層困難を来します。このような市財政の状況の中で、大幅な報酬、給与の引き上げは果たして妥当なのか。これは、一目瞭然ではありません。

3点目には、今必要なことは報酬、給与の引き上げではなく、市民の期待に応える議員活動の強化だと考えます。今回、報酬改正案や、また議員定数の削減案は既にマスコミ等にも報道されておりますが、多くの市民からは報酬引き上げの問題もさることながら、議員の活動が見えないという声も多々お聞きします。これは現在の活動の中で、引き上げを含む報酬が果たして適切なのかという疑問の声でもあります。そういう意味で、報酬引き上げというよりも、市民の期待に応える活動こそが今求められているのではないのでしょうか。なお、議員報酬の引き上げ案については、豊政会から1年間3%の減額、またネットワーク野洲からは今任期中の据え置き修正案も提出されました。しかし、いずれの案も報酬の引き上げそのものは認める立場でありますので、問題の基本的解決、また市民の願いに応える内容ではないと考えます。このように、特別職の報酬、給与を引き上げる一方で、今議会では議第13号の市職員の給与に関する条例、また14号では企業職員に対する給与の関係が出されておりますが、この市職員の給与、手当の引き下げと廃止も問題だと思います。給与では5年間かけて4.8%の引き下げ、その上、これまでの調整手当の

3%が廃止されてなくなります。地域手当が新たに創設されましたが、野洲市は支給対象外ということですから、トータルで大幅な給与の引き下げとなります。この地域手当は、大津市や草津市が10%、栗東市、守山市で6%、長浜、彦根市で3%です。しかし、実際に実態として滋賀県全体を見ましても、湖南地域全体を見ましても、地域としての差は基本的にはないにもかかわらず、他市とこれだけの手当の支給格差は不当と言わなければなりません。この問題では市長自身も、野洲市が支給対象地域でないことに懸念を表明され、今後支給への努力を明らかにされましたが、それほど今回の支給のないのはおかしいものであります。

以上、いずれにしましても、今日、民間と公務員の賃金格差を理由に、全体として引き下げは当然という競争がされています。そのために、これまでの給与改正でも公務員の労働条件と権利を否定しながら、この間でも給与の引き下げを行ってまいったのが実際であります。私は今回の給与引き下げは、単に市職員の暮らしを脅かすだけではなく、国民全体の所得低下と、ひいては日本経済の消費低迷をさせるので容認できないものであります。

以上、特別職の報酬給与の引き上げ議案、関連します市職員の給与手当の引き下げに関する議案の反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、本田章紘君。

7番（本田章紘君） 7番、本田章紘でございます。議第9号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

議第11号、それから議第12号についても同様の趣旨で関連しておりますので、反対の表明をさせていただきます。

昨年、10月23日に行われた合併後初の選挙において、私たちは現在の報酬26万円を是として、市民の皆さんの信任を得ました。その後に、特別職の報酬等審議会が開かれ、周辺自治体の状況等を考慮して、議第9号にあるとおり議員報酬の引き上げが上程されております。審議会でご検討いただいた内容や結果は尊重するものでありますが、職員給与の引き下げや予算立案時の財政状況の厳しさ、教育予算のカット等による子どもたちへのしわ寄せ等を考えますと、4月からの適用は大変厳しいものがあると感じます。現在の状況の中では、議第9号については平成18年4月1日からの適用を改め、次回の選挙後、すなわち公布の日以降初めてその期日が告示される一般選挙後の適用とすることが望ましいと判断します。同様に、特別職の報酬等審議会からの答申のあった議第11号及び議第12号についても関連する内容であることから、財政改革が一定の成果を収めた時点、す

なわち職員給与等についても、一定の改定が可能となった時期とすることが望ましいと判断いたします。

以上の趣旨を述べて、反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第6番、藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 6番、藤村でございます。ただいま、小菅議員、本田議員から今議題となっております9号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論がありましたが、お2人とも9号だけでなく11号、12号、それと小菅さんの場合は13、14号の反対討論もされました。私は議題となっております第9号の案に対しまして賛成討論をさせていただくわけでございます。

今回の提案は議長、副議長、議員の報酬額をそれぞれ43万円、38万、35万円にするとともに、議長、副議長、議員の報酬額を平成18年4月1日から平成19年3月31までの間、第1号、各号の規定にかかわらず、それぞれ当該額の100分の3に相当する額を減じて得た額とし、その他の部分は原案のとおりとするというものであります。原案は、昨年12月に報酬審議会が市長の諮問を受け、合併協議会での新市になってから検討するとの確認も踏まえ、合併により市民を代表する議員の果たす役割と責任が、議員数の大幅な削減が図られたことにより、一人ひとりにつきましては増大するということから、本年1月に増額の答申を出され、上程されたものであります。

我々議員は、報酬金額の多い少ないいかんによって活動が変わるものではございませんが、今回の増額の金額は42歳の公務員の金額を基準に答申されたということでございますので、今後有為な若者が議会で活躍するためにも妥当な金額として、大いに評価をして賛成するものでございます。

また、続きまして、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の3%に相当する額を減じることにつきまして、お話をいたします。

三位一体改革の1つとして、公務員の改革が大きな命題として上がっています。国からは職員数を4.6%以上削減するべく指示があり、今回、新市になって初めて退職勧奨が実施をされ、職員の方々に大きな犠牲を強いることになってしまいました。また、給与につきましても4.8%の削減方針により、俸給表の見直しをはじめ、多くの改定を市職員の方々に強いることとなっております。その中で、市職員給与の調整手当も従来は3%の支給であったものが地域手当に変わり、支給率ゼロとなってしまいました。地域手当は国の職員の支給に準じるものでございます。草津、守山、栗東など湖南3市では支給のもの

が、本市では支給対象地域になっていない。また、人口の要件などもあり、不支給となっております。本市で生活することと、湖南3市近隣の市で生活することを比較いたしましても、本市での生活は決して楽なものでなく、地域手当の支給につきましては今後支給に向け検討していかなければなりません。このため、市長はじめ助役、収入役、教育長におきましても、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間、3%の相当する額を減じると提案されております。行財政改革の推進を進めることが本市の主要命題である中、議会におきましても行財政改革を進めるための率先垂範策として、特別職同様に、報酬額の3%の相当額を減じ、痛みを共有することが議会の責務と考えております。

以上、第9号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例修正案に対する賛成討論とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案の議会運営委員長の報告は、修正でありますので、まず委員会の修正案を起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第9号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の委員会修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第9号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

議長（荒川泰宏君） 次に、議第10号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第10号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第20番、田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） 20番、田中榮太郎です。

先ほど、小菅議員、本田議員より、議第9号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の反対討論の中で、議第11号、議第12号につきましても反対討論が行われましたので、私は、議第11号野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び議第12号野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して賛成の立場で討論を行います。

議題となっています議第11号の特別職の給与の引き上げにつきましては、昨年12月に報酬審議会が市長の諮問を受け、合併協議会での新市になってから検討するとの確認も踏まえ、社会経済情勢や公務員を取り巻く状況、県内各市の状況など、さまざまな角度から審議をされ、合併により行政区域も拡大し、特別職の果たすべき役割と責任が増大することから本年1月に増額の答申を出され、上程されたものであり、第12号につきましてはそれに準じて提案されたものであります。三位一体改革が進み、地方分権の確立、権限移譲など、特別職の果たすべき職責は旧町時代とは比較できないほど大きく重みを増しております。合併協議会の調整結果に従い、適正な手続きの中で上程された議案であり、報酬審議会の答申内容を実施時期も含め尊重することが、合併後の野洲市の発展につながることでありと確信しております。

以上、議第11号野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議第12号野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に対する賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 1 1 号野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 1 2 号野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 3 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 1 3 号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 4 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 1 4 号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を 1 0 時 4 0 分といたします。

(午前 1 0 時 2 3 分 休憩)

(午前10時39分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第15号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第15号野洲市部設置条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第16号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第16号野洲市特別会計条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第17号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第17号野洲市税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第18号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第17番、野並享子君。

17番(野並享子君) 議第18号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回上程されている条例の一部改正は、介護保険料の引き上げに伴うものです。今回の

引き上げは、所得割を100分の1.65から1.68へ、平等割を5,700円から6,100円への引き上げで、1人平均1,580円と答弁されておりました。介護保険は昨年につき、県下一高い介護保険料が設定され、65歳以上の方々は大幅な引き上げです。国保会計は40歳から65歳までの方々の保険料の引き上げになります。国保における介護保険料も、2000年に創設された当初は、所得割100分の0.74でした。今回は100分の1.68と提案され、当初からの2倍以上になっています。平等割は3,600円から6,100円へと1.69倍でございます。昨年、2005年4月の引き上げのときは、旧中主町と旧野洲町との保険料を統一するため、旧野洲町では一人当たり3,041円、14.45%の引き上げ、旧中主町では一人当たり3,645円、17.8%の引き上げがされました。市民にとっては、毎年国保税医療分や介護保険分が引き上げられ、負担が増大しています。市民の負担は限界に達しており、到底認められるものではありません。介護保険は社会保険方式にし、給付と負担の関係を明確に、国民の理解を得られやすくするというのが基本理念ですが、政府は国の負担を減らすために、さらに20歳以上から保険料を徴収する計画です。老健法ときは国保負担は50%であったのが、介護保険法では25%の半分の負担にし、あとを県と市町村で12.5%ずつという負担割合にしました。国の負担を早期に30%にし、国民の負担を減らすようにすべきです。野洲市としても市民の負担を減らすために、国に対して負担割合を30%にするよう求めるべきです。

来年度、薬価の引き上げが行われますが、しかし、新薬が世界に比べて高いというのは現実であり、もっと世界的な基準にするよう求めるべきです。さらに、資格証明書の発行は、窓口で全額支払わなければならない、社会保障の入り口で排除してしまうものです。平成16年3月で175世帯、17年の3月で142世帯に発行がされています。大津市では16年度で16世帯、17年度で19世帯という状況を見れば、野洲市が明らかに社会保障の観点から逸脱しているのではないのでしょうか。国民誰もが平等に医療を受けることができるようにすべきです。しかし、今、政府が進めているのは、金のないものは同じ医療を受けることができなくすることです。今年10月から、療養病床に入院している70歳以上の方から、食費、居住費が保険適用外になり、9万円ぐらいの負担になります。野洲市での対象者は100人と言われている。2年後には、65歳から69歳にまで拡大され、13万円を超える負担になります。また、70歳以上の現役並み所得の窓口負担が2割から3割に引き上げられます。この対象者は野洲市で90人で、130万円の影響が

出ることが明らかになりました。2年後には、70歳から74歳までの人が1割から2割負担にされようとしています。また、2年後には75歳からの後期高齢者の保険制度をつくり、現在扶養されている75歳以上のすべての方から年間6万円の医療保険を年金天引きにします。対象者は、野洲市で3,380人になることが明らかになりました。さらに、年金天引きは、65歳以上の国保加入者にも介護保険料とあわせ天引きということになります。天井知らずに引き上げられる国保税と介護保険料が、年金から自動的に天引きされれば、老後の生活設計が狂うのではないのでしょうか。さらに、経団連が求めているのは、保険外診療と保険診療の併用を認める混合診療です。さらに、医療費の一定額、例えば、外来受診で1回1,000円までは保険の対象から外し、全額自己負担にするという免責制度の導入です。保険証を持って病院に行けば、重い病気は保険では間に合わない、軽い病気は保険がきかないという状況になります。アメリカでは、公的保険は貧困者と高齢者のみで、民間の保険にも入れない無保険の人が国民の17%にもなっています。それを今、日本に導入しようとしているのです。国の医療費の占める割合は、GDP費で日本は7.9%、アメリカは14.6%、ドイツで10.9%、フランスで9.7%で、日本は先進諸国30カ国の中で17番目です。公的医療保険による窓口負担の割合は、日本は16.1%、イギリスは2.0%、ドイツは6.0%、フランスは11.2%です。無駄な公共事業の削減や利益を上げている企業からきちんと税金を取り、社会保障に回すべきです。さらに、アメリカの領土であるグアムに米軍基地を移転する費用を、8,800億円負担しようとしています。他国の基地の整備のために税金を投入する国は、同じような軍事同盟を結んでいるところでもあり得ません。このようなところに税金を使うのではなく、先進国並みに社会保障に使うべきです。憲法25条の生存権は、すべての国民に保障されたものであり、金のあるなしで区別されてはなりません。国言いなりの方向ではなく、憲法に基づく社会保障制度を国に強く求めるべきです。地方自治体として、国民犠牲を押し付けてくる国の防波堤となって、市民のために税金を使うことを求め、反対討論といたします。

さらに、同じ趣旨で、議第26号の国保の特別会計にも反対を表明します。

議長（荒川泰宏君） 次に、第21番、林克君。

21番（林 克君） 21番、林克です。

ただいま議題となっております議第18号国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

国民健康保険制度は、相互扶助の共済精神に基づく国民皆保険制度の基本をなす、重要

な社会保障制度であります。国民健康保険税は、これら加入者の医療費、あるいは介護支給費納付金に充てるための必要な財源であります。今回の改正は、介護給付費区分が改正されるものですが、これは介護保険第2号被保険者に係る納付金が増加する見込みであることから見直されるものです。介護保険制度が6年を過ぎ、制度開始の平成12年度末には要支援、要介護者が両町合わせて824人であったものが、現在では1,367人と1.7倍に増加しており、ますます高まる需要に添えていく上で必要な負担であると考えます。また、改正の中で、低所得者に対しては極端な負担増にならないよう、賦課割合にも配慮されており、適正な改正であると判断できるものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第18号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第19号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第19号野洲市手数料条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第20号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第20号野洲市立保育所条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第17番、野並享子君。

17番(野並享子君) 議第21号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

2000年4月から始まった介護保険制度では、制度のねらいと基本理念において、1、介護を社会全体で支える、2、社会保険方式により給付と負担の関係を明確にし、国民の理解を得られやすくする、3、利用者の選択により多様なサービスを総合的に受けられるようにする、4、介護を医療保険から切り離し社会的入院の条件整備を図るとされてきました。介護保険制度が導入され、これまでヘルパーを頼めば、家族が親類や近所から非難されるという旧来の感覚から、保険料を納め1割負担するのだから、ヘルパーさんもデイサービスもショートステイも当然利用すればよいということになり、家族介護の軽減が図られました。これは、介護が社会全体で支えるという理念の第1点目が達成され、先進諸国に近づいたと思います。その当時、国が示した第3段階の標準は月2,500円、年間3万円ぐらいの想定でした。野洲市においては月2,590円、年間3万1,100円からスタートいたしました。この6年間で月4,400円、年間5万2,800円へと1.76倍となっています。さらに、昨年老年者控除の廃止や年金控除の引き下げなどで、非課税世帯から課税世帯になった方も81世帯あります。また、これまで本人非課税の第3段階の方で年間4万7,400円の保険料が、来年度5段階になる方も69人おられ、激変緩和措置はあるものの、6万6,000円へと1万8,600円もふえることとなります。介護保険は総額費用の半分は国、県、市町村で賄い、残りを65歳以上の第1被保険者が17%と、40歳から65歳までの第2被保険者が33%支払う仕組みになっています。当然、利用者が多ければ、介護費用総額は増え、すべてで増える仕組みになっています。大きく言って2つの問題があります。

1つは、国はこれまでの老健法に比べ、半分の負担しかしてこないことが大問題であります。2つ目は、保険料も利用料も能力に応じて負担するのではなく、保険料は5段階、利用料は一律1割負担ということで、応能割でなく応益割になっているということでありま

す。そのため、低所得者の負担は過酷であります。しかも、昨年10月から入所の食費、居住費が全額自己負担になり、お金の余裕のある人しか入所できなくなりました。ショートステイの利用も同じです。野洲市のデータでも、あやめの里のショートステイはこれまで満員だったのが、10月以降減っています。明らかに、ホテルコストによる影響です。いずれは満杯になるでしょうが、ホテルコストが払えないような方の利用は難しくなるのではないのでしょうか。このことを解消するためにも、保険料や利用料の減額、免除制度を市独自でも実施すべきです。今回、大幅な保険料の引き上げですが、昨年と比べて11.43%の引き上げと言われていますが、野洲市は昨年合併に伴って大幅な引き上げを行い、県下で一番高い保険料になったのです。今回の引き上げは3年に1度の見直しですから、3年前と比較すると旧中主町では28.9%、旧野洲町では39%の引き上げであり、県下の中でも群を抜いて大幅な引き上げとなっています。施設を充実し、入所者が増え、ショートステイやデイサービスなど利用者が増えれば、介護費用の総額にはね返る仕組みとなっており、制度そのものに問題があります。だからこそ、応能割を基本にするような保険料の段階を細分化し、所得200万円以上が天になっている状況から、所得に応じた保険料にすべきです。さらに、第1段階や第2段階の減免制度をつくるべきです。また、利用料も一律1割負担ではなく、所得に応じた現在の4段階から細分化することと、減免制度を充実し、低所得者が排除されない状況を確立すべきであります。地方自治体が市民の立場に立ち、税金を使うべきです。聖域化した同和行政の見直しや、新幹線栗東駅の負担をやめることや、議員や特別職の歳費の引き上げをやめれば、財源はあります。市民のための税金の使い方を求め、反対討論といたします。

また、同趣旨により、議第28号の介護保険の特別会計にも反対を表明いたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、本田章紘君。

7番（本田章紘君） 7番、本田章紘でございます。

議第21号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今後、利用者はますます増加すると予測される議第21号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例については、改善の必然性があるのではないかとの観点から反対討論を行います。

介護保険制度は、少子高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者介護について相互扶助を柱とした保険制度として、国民の期待と理解を得て平成12年にスタートしました。その後、想像をはるかに上回る高齢化と制度を利用する方々の増加により、被保険者に負担増を余

儀なくさせてきたことは理解できるところであります。

保険制度における負担増は、相互扶助の精神と公平公正の趣旨から求められていると考えます。本市の1号被保険者の保険料は、定額制で基準額を設け、所得に応じて0.5から1.5を乗じた保険料でスタートされてきました。基準額の経緯は、スタートのときは月額2,589円だったものが、2回目では3,169円とアップされ、合併時の見直しで3,947円となり、今回の改定案では4,390円とスタート時に比べて1.7倍にもアップしています。基準額については必要経費を割り戻すものであり、やむを得ない状況にあると判断しながらも、年金生活者への負担が年々大きくなっていることに対し、何らかの対策が必要と考えます。年間所得200万円までの1号から6号までは、段階的に2万6,400円、3万9,600円、5万2,800円、6万6,000円、7万9,200円と所得に応じた格差を設定しています。しかし、年間所得が200万円を超えると同一金額であることには、相互扶助と公平性が重要な保険制度においては、納得のいかない部分であります。所得額に応じて、それなりに負担をすることが相互扶助を旨とする社会保障の保険制度であることが常識であります。また、基準額が5万円を超えた現在、定額制では公平性を維持できないと判断される方もあります。

以上の理由から、介護保険制度の負担の改正については原点に立ち返って、再度見直す必要があると主張し、議第21号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例と、関連する議第28号介護保険事業特別会計予算について反対することを申し上げて、討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第3番、梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。

ただいま議題となっております議第21号介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

今回の一部改正については介護保険の制度改革に伴い、1つは地域支援事業の創設など、介護予防重視型の転換を図られようとするものです。このことは、少子高齢化が加速する中、近い将来超高齢社会を迎え、介護保険を持続可能なものにするためには必要な改革であると考えます。また、地域密着型サービスの創設により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるような施策への転換も盛り込まれており、高齢者への精神的安心感の保持にも配慮された改革であるとうかがえます。

2つ目には、保険料の改定については、本市の利用状況などから高い水準の保険料とな

っており、決して歓迎される状況ではありませんが、介護度別の構成割合や利用状況の現状などから、負担増は一定、やむを得ないと考えます。また、税制改正の影響を受けて保険料の段階区分が上がる方があり、国が決めた制度のため致し方のない面がありますが、激変緩和が講じられている点では救いがあると言えます。

そのような中で、段階が1段階増設されたことにより、新第2段階の負担が下がることについては低所得者に配慮されたものであり、保険料が上昇する要素が重なる中では評価できる措置であると考えます。一方、保険料の段階設定については、本市は政令の標準段階を採用しておりますが、まだ少数派でもあるものの、政令により市町村の判断で標準段階よりも多段階の保険料を設定しているところもあります。標準段階を採用しない場合は、その段階区分の境目をどこに置いて、どういう割合で設定するのか、被保険者に理解を得る根拠付けが難しく、また、介護保険制度にあってはサービス利用者が限られることから、保険料額に大きな格差を設けることは、当局の説明がありましたように、アンケートの結果からも難しい面もあります。しかし、多段階の意見もある以上は、次期保険料の算定においては検討課題になると思いますので、実施市町村の把握にぜひ努めていただきたいと思います。

介護保険を取り巻く状況は大変に厳しいものがありますが、新予防給付の推進とその効果に期待をし、本案の賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第21号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第22号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第23号野洲市在宅介護支援センター条例を廃止する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第24号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第24号野洲市訪問看護ステーション条例を廃止する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第25号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 平成18年度野洲市一般会計予算案についての反対討論を行います。

ご承知のように、小泉内閣は地方自治、そして国民生活の破壊、犠牲を進めています。このことは代表質問でも明らかにしましたように、いわゆる小泉構造改革、三位一体の改革により、地方自治体財政を脅かし、また国民には定率減税を今年は半減、来年度は全廃、また老年者控除の廃止、公的年金控除引き下げ、老年者非課税措置の廃止などと共に、社会保障制度の改悪と負担強化を進めているのであります。このことにより、国民の貧困と社会的格差を増大させています。野洲市でも、近年、生活保護や小中学校の就学扶助、援

助が急増していることを見ましても明らかであります。しかし、市長は、地方自治体財政に大きな影響を与える三位一体の改革に対して、課題もありそぐわないところもあると言いながら、一方で税源移譲は前進したなどとして、全体として小泉内閣の進める改革を評価されています。しかし、実際はそんな生易しいものではありません。このことは、先の議案でも言いましたが、本市の予算案を見ましても地方交付税の約 8 億円、国庫支出金でも約 2 億円の削減であります。児童手当も拡大されましたが、財源を地方自治体に押し付けてきているのであります。

平成 18 年度予算は基金の取り崩しで何とか対応できますが、このままでは、次年度以降の予算編成に困難を来すことは明らかであります。このようなときだからこそ、市政と市財政は市民の暮らしを守る立場で推進しなければなりません。ところが、残念ながら予算案を見る限り、その立場が見受けられないのであります。

市長は議案審議の際、深刻とも言われる市財政の健全化へ、平成 18 年度で行財政改革方針を推進すると言われました。しかし、財政が大変と言うならば、無駄な予算の削減や見直しこそすべきではないでしょうか。これも、議案質疑でも言いましたが、多くの市民が無駄で必要がないと言っている新幹線栗東新駅には 2 億 6,900 万円を、そのうち、予算案では初年度分の 1,200 万円を計上しています。また、同和行政の終結が求められているにもかかわらず、本予算では同和関連予算を聖域にするとして、約 2 億円の多額予算を計上しています。同時に、市財政上からも市民の理解を得られない、議員を中心とする特別職の報酬も計上しているのであります。私は、これらはまさに市民の立場から見れば無駄な部分、また必要のない部分、そして見直すべき予算ではないかと考えます。同時に問題なのは、このような無駄な、また不必要で見直しが必要な予算を計上しながら、一方で市民に対して、この 18 年度では国保税や介護保険料の大幅な引き上げがされます。私は、市民にこのような負担を強化しながら、一方で報酬引き上げなど、このような予算は市民に理解は得られないと考えます。さらに、本予算案では中主幼稚園の預かり保育のあり方と今後の保育について、極めて不十分な検討と対応が明らかになりました。つまり、今回の対応について、教職員や保護者の協議も十分になされないまま、子どもにとって適切な預かり保育には到底なっていないのであります。当初の予算提案では、これまでの預かり保育の保育士 4 名を削減、そのかわり幼稚園教師が午前、午後を通じて保育をするというものでありました。しかし、保育の中心は、教師の交代で行うというものです。現状の考えでは、これでは子どもに対して安心できる保育を行うことはできません。このこと

では、本議会中に保育士2名を復活することを表明されましたが、これでも抜本的な対策とはなりません。このように、今回の預かり保育について混乱を発生させた原因は、何よりも保育をしている現場の声、さらに保護者の声が無視され、その中で推進しようとしたところにあります。そもそも、預かり保育は旧中主町で実施されたこの段階から、保育の内容、あり方、また教師への負担の問題など、当時から私、提案も、また改善も求めてきたところであります。今後におかれては、子どもの健やかな成長を保障する預かり保育、一層の検討をされることを、この際申し添えておきます。

最後に、本来議案を審議するには、市当局はそれなりの資料を出すべきであります。給食センターの建設、あるいは障害者のスポーツ施設の建設など、予算を計上しながら、具体的にどのような内容かを明らかにする資料もないまま審議を求めております。これでは、議会審議について納得できるだけの説明、資料を出すべきだったと考えます。この面でも、今議会の当局の対応は議会軽視と言わなければなりません。

以上、本予算案について問題点、課題を述べましたが、市長は地方自治体財政を守るためにも、国に対しては主張すべきことは主張し、同時に限られた市財政の中で市民の暮らしを守る市政運営を推進されることを求め、本予算案の反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、本田章紘君。

7番（本田章紘君） 7番、本田章紘でございます。

先に、小菅議員が反対討論されました。重なるところもあるうかと思いますが、反対討論を行います。

上程されている平成18年度一般会計予算中、教育費予算について問題があるとして、反対討論を行います。

財政面で大変厳しい状況にあることは理解いたしますが、これからの時代を担う子どもたちの教育費は、最も大切に取扱わなければならないと考えます。しかし、幼稚園費において、その内容に問題があるとして、短期間で多くの保護者の皆さんから改善の要望書がまとめられつつあります。また、議会においても各議員から問題点が指摘されていることは、本予算が現場と遊離していることを物語っています。予算立案時において、どれだけ教育現場に予算立案担当者が足を運ばれたのか、実態把握と改善について、率直に話し合いが行われたのか疑問と言わざるを得ません。また、事業目的の異なる就学前教育と就労支援のための預かり保育を、現場を見ない机上の空論に終始して、そして持論を無理やり押し付けていることが、人を育てる立場にある教育委員会のとるべき正しい姿勢である

とは言えません。是正の方向が常任委員会で示されていることは、多少なりとも評価いたしますが、今回の予算は率直に話し合いが行われた結果と受けとめられず、また、改善は日々行わなければなりません。人員削減と予算のカットのみを展開して、子どもたちの存在を忘れているとしか受け取れない内容であることから、反対いたします。

また、給食センター建設予算、18億1,800万円については、その歳出根拠となる図面や資料が一切議会に提供されていないことから、内容についての審議が十分行われたとは感じられません。なぜ、教育委員会は予算審議のための資料を提出しないのか。議会に提出することが問題であるのか、理解に苦しみます。

よって、本予算はまだ審議不十分であると指摘して、反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第8番、三和郁子君。

8番（三和郁子君） 私たちネットワーク野洲は、個々の信念、信条を尊重するネットワークですので、私も反対討論をさせていただきます。

議第25号平成18年度野洲市一般会計予算。野洲市一般会計予算案は、歳入歳出予算総額190億6,700万円、前年対比1.46%増の編成となっております。本年度の予算編成は厳しい限られた財源の中から、洪水、土砂災害及び防災関係のハザードマップ策定等々苦勞して構築されるなど、評価に値する分はありますが、私は、将来このまちを背負う子どもたちに負担をかけてはならないという視点から、反対討論をいたします。

本年度予算190億6,700万円の財源を見てもみますと、基金取り崩しでの繰入金13億1,800万円、構成比7%、平成16年度まで保有していた基金を合併と同時に総取り崩し状態となっております。ちなみに、平成17年度基金取り崩しは14億9,000万円、18年度末の財政調整基金残高は6億5,000万円、減債基金、公共施設等整備基金がそれぞれ75万円となり、危機的事態です。また、合併特例債の考えも入っているとはいえ35億6,910万円、構成比18.8%の起債により予算編成されております。履物で言えば、歯の欠けた高げたを履いているようなもの。いつひっくり返ってもおかしくない状態と言えます。一方、歳出を見てもみますと、公債費償還額26億3,958万2,000円、構成比13.8%を占める結果となっております。さらに、積立金が減少し、公債費が増加する状況は確実であり、一層厳しい財政状況に立ち至り、深刻な財政危機を招くことが容易に想像できます。このような事態を、将来の野洲を背負って立つ子どもたちにバトンタッチしてもよいのかを憂い、予算の透明性を上げなければならないという使命感に立ち、あえて反対討論をいたします。

まず、高額予算計上にもかかわらず、付託された審議の場で十分な審議資料の提示がなく、不透明な予算計上案件が散見されます。大型予算措置案件では、障がいスポーツ施設建設事業費 2 億円の高額予算にもかかわらず、設備の内容、設計の図面、見積もりなど、資料提示がされない状況にあり、審議、検証ができない不透明さがありました。他にも同様案件が認められております。

また、補助金算定においては、その基準、尺度、重要度など、明確に示されない中での予算づけがされているような節があります。本当に見直され、必要なものには厚く、不用なものは廃止や減額するという精査が行われたのか、過去の実績から多くの疑問が残されております。精査という視点でとらまえば、補助金に限定されるものでなく、すべての事業や経費案件の精査も同じことであり、不透明さを排除することが最優先されなければなりません。

以上、申し上げましたが、野洲市財政状況は、財政改善を最優先させなければ立ち行かない状況にあります。本当に必要な予算は厚く、無駄を排除する精査がなければ、良質で健全な予算構築は望めません。将来に備えて、危機意識を高めていただくことを念じて、あえて反対討論をさせていただきます。

議員の皆様のご判断、よろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第 23 番、河野司君。

23 番（河野 司君） 23 番、河野司でございます。

ただいま議題となっております議第 25 号平成 18 年度野洲市一般会計予算について、賛成討論を申し上げます。

我が国の経済は、雇用情勢に厳しさが残るものの、その改善に広がりが見られる他、企業収益は改善をし、また設備投資も増加を示しております。個人消費も緩やかに増加をしており、そういう意味から景気が回復基調にあると言えると思います。また、これからの先行きにつきましては、原油価格の動向の影響に留意する必要があるものの、国内の民間需要に支えられた景気回復が続くものと思われれます。私たち、地方自治体を取り巻く環境についても、法人市民税の増収が見込まれるものの、三位一体の改革による国、県の補助金や地方交付税の削減など、大変厳しい状況が続いております。また、今後も続きますけれども、野洲市として本当に真価が問われることとなる、この平成 18 年度当初予算を編成するにあたりましては、相当の苦勞があったことと推察する次第でございます。

さて、本題の平成 18 年度一般会計予算案を見てみますと、連日のように非常に厳しい

財政状況の中ではありますが、合併協定により、早急に取り組まなければならない新たな行政課題などが非常に多いことは十分認識しております。本予算案では、職員数の削減や、そして手当の縮減をはじめ、事務費につきましても可能な限り抑制をしながら、これら行政課題を解決するための経費などを積極的に反映されており、限られた財源の中でありますけれども野洲市の将来を見据えた、重点的、かつ効率的な予算編成に努められていることと思います。具体的に主要な事業を見てみますと、主なものだけになりますけれども、新市まちづくり計画の基本目標に沿いまして、まず豊かな人間性を育むまちを実現していく施策といたしましては、前年度に引き続き地産地消と食育の推進と共に、中学校完全給食を実施する給食センターの新築整備事業、また育児支援を市民が取り組むファミリーサポート事業、そして登下校中の子どもたちを地域が守る子どもSOS事業などを提案をされております。

次に、人々が支え合う安心なまちを実現していく施策といたしましては、障害のある方々の健康保持のための障害者スポーツ施設、そして自然災害に備えた各ハザードマップ作成や、また野洲市国民保護計画の策定など。そして、美しい風土を守り育てるまちを実現していく施策といたしましては、里山保全活動支援やあやめ浜再生対策事業など。そして、地域を支える活力を生むまち、これを実現していく施策といたしましては、湖南4市で設置する就労サポートセンター、商業施設新設等の補助制度や、また工業振興助成など。また、潤いと賑わいのある快適なまちを実現していく施策といたしましては、野洲川右岸線をはじめ、市内道路の整備、そして国土利用計画や都市計画マスタープランの今年度の策定など。そして、市民と行政の協働がつくるまちを実現する施策といたしましては、コミュニティセンターひょうずの整備、そして市総合計画の年度内策定。また、(仮称)まちづくり基本条例の制定などが計上をされておるところでございます。これらはどの事業をとりましても、大変困難な財政事情にありまして、あえて野洲市が新たな行政課題に取り組んでいく意思表示であります。野洲市まちづくりの基本理念とされております「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会」づくり、そして将来の都市像として提唱されております「豊かな自然と歴史に彩られ、人が奏でるほほえみ・ときめきのまち」を具現化していく内容であると思います。一方で、今後の財政の健全化について、市民の皆様の理解を、また協力のもと、進めていく計画であるとのことでございます。我々、議会の立場から積極的に意見を述べ、また支援をしていかなければならないと思っております。

以上のことから、非常に厳しい財政状況の中ではありますけれども、将来の野洲市にと

りまして必要な事業を見極められ、予算を編成されたことと評価するところでございます。よりまして、平成18年度野洲市一般会計予算案につきまして、賛成をするものでございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案はそれぞれの常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第25号平成18年度野洲市一般会計予算は、それぞれの常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第26号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第26号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第27号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第27号平成18年度野洲市老人保健事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第28号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第28号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第29号平成18年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第30号平成18年度野洲市下水道事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第31号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第8番、三和郁子君。

8番(三和郁子君) 平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計予算中、墓地公園整備事業費、さくら墓地公園モニュメント建設事業は、土地を提供いただいた地元の皆様、また当該地の歴史的背景を踏まえ、地元のご要望にお応えするあかしでもあると認識しております。記念碑の建設に何ら反対するものではなく、墓園建設事業の最終段階での対応には、むしろ遅すぎるのではないかと考えております。が、立派な建設物をつくればつくるほど、土木建設型行政とか箱物行政と市民の皆様から批判され、皆様の共感、理解を得られないのがご時世であり、ほどほどが肝心かと思っております。永代使用料及び基金会計からの

事業費とはいえ、墓地利用契約者が納入した会計からの事業と理解しております。永代使用料、基金は、一般会計の税金とは異なる意味合いから、墓地整備維持管理のみ使途が認められる特別会計となっているものであり、事業執行には納付者が納得する還元でなくてはなりません。過去の経緯から、墓地利用者がモニュメント建設に対し反対されることはないと判断しておりますが、その規模や事業費の適正については十分な配慮と透明性が必要です。特に、事業費 1,880万2,000円といえば、立派な家が1軒建ちます。高額予算が明確に提案されているにもかかわらず、一般質問での私の求めに、モニュメントのデザイン、大きさ、完成予想などの図面提示すらできない不透明な事業規模とも言えます。環境経済建設常任委員会では、この事業の見直しを示唆する市長の賢明、かつ評価できるご発言があったと記憶しております。傍聴しておりましたのでお聞きいたしました。

以上の観点により、この事業趣旨には賛成の立場から、適正な事業に仕立て直しの上執行されることを当局に求めます。

以上、賛成といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第31号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第32号平成18年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第33号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第33号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第34号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第34号平成18年度野洲市土地取得特別会計予算は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第35号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第35号平成18年度野洲市水道事業会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第36号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案はそれぞれの常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時00分といたします。

(午前11時46分 休憩)

(午後12時59分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第36号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第7号)は、それぞれの常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第37号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第37号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第38号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第38号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第39号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第39号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第40号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第40号平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号) は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第41号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第41号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第2号) は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第42号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第42号平成17年度野洲市水道事業会計補正予算(第3号) は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第43号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第43号工事請負契約について(市営住宅木部団地建設工事(建築主体工事)) は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第44号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第44号市道路線の認定及び廃止については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

(日程第4)

議長(荒川泰宏君) 日程第4、議会運営委員長より、委員会審査報告書が提出されておりますので、発議第2号及び発議第3号を一括議題とし、議会運営委員長の報告を求めます。

第23番、河野司君。

23番(河野 司君) 23番、河野司でございます。

去る3月13日の本会議におきまして議会運営委員会に付託を受けました議員提出議案2件につきまして、3月16日に委員会を招集、その委員会におきまして慎重に審査をした結果をご報告を申し上げます。

まず、発議第2号野洲市議会議員定数条例、これは定数20名案でございます。これにつきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、発議第3号野洲市議会議員定数条例、定数18名案でございます。これにつきましては、賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上、議会運営委員会に付託を受けました、議員提出議案2件の審査結果の報告といたします。

議長(荒川泰宏君) これより、議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております発議第2号及び発議第3号の各議案について討論を行います。

まず、発議第2号について、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 今、議題になっております発議2号野洲市議会議員定数条例につきまして、3号も同じ内容でありますので、あわせて反対討論を行います。

今回、豊政会から議員定数を20人にすることが提案され、またネットワーク野洲から18人にする条例提案がされました。合併協議会で、次回の選挙では今よりさらに2名減らし、22名にすることが決まっています。行財政改革を言われますが、合併により34人が24人に削減され、これだけでも行財政改革が行われました。地方自治法では、現在の野洲市の場合、26名の定数でよいことになっています。3年後の選挙時には5万人を超えており、32名が定数になります。議員の役割は市民の要求や意見を市政に反映することと、市民の立場から市政をチェックすることです。議員を減らせば、この役割を減らすことになります。市民から、議員が多いということを知るところもありますが、それは議員の活動が市民に見えていないのではないのでしょうか。やるべきことは、定数の削減ではなく、もっと市民の付託に応えられる議員活動を旺盛にすることです。

今回、議員の報酬引き上げと連動した提案となっています。ネットワークの質疑の答弁でも、18名なら報酬を引き上げても同じ歳費になると発言されました。豊政会の答弁で、報酬審議会からの答申は尊重すべきという発言や、若い方が仕事を辞めて議員になってほしいため、報酬の引き上げが必要という発言がありました。しかし、議員報酬の引き上げで、年間3,334万円になります。4月から引き上げられれば、3年半の間に1億円以上の税金が使われます。一般職員は4.8%の賃下げが行われ、さらに3%の調整手当もなくなります。このような中、議員の報酬の引き上げをすべきではありません。市民の多くが新幹線栗東駅の負担金2億6,900万円は無駄だと言われており、このようなところへ税金を投入することにストップをかけることとか、また聖域化している同和行政を見直し、一般施策化することの方が行財政改革になるのではないのでしょうか。また、行財政改革を本気で言われるならば、議員報酬の引き上げに反対をし、議員定数削減の提案を取り下げられることの方が市民の付託に応えられる道ではないのでしょうか。ネットワークの方々は議員報酬の引き上げにも反対をされましたので、これは豊政会の発議2号に関してでございます。よって、今回上程されています議員定数の削減に反対をし、討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、西本俊吉君。

1番（西本俊吉君） 1番、西本俊吉でございます。

発議第2号野洲市議会議員定数条例につきまして、反対討論をします。

各自治体に求められている最大の課題は行財政改革であり、野洲市においても平成18年度予算編成に見られるように、財政は大変厳しい状況であり、基金の取り崩しや合併特例債、一般起債にその財源を求めざるを得ないところまで来ています。さて、合併協定書協定項目、議会の身分の取り扱い、協定項目に野洲市の議会議員定数を22名とする、ただし、合併後最初に行われる一般選挙に限り24名にするとの協定の存在に今や固守せず、合併の意義や厳しい財政状況から、議員定数削減はぜひとも実現しなければならない課題であると言えます。しかし、本案は、提案されている20名の議員を裏づける具体的な算出根拠が示されていません。例えば、周辺自治体の議員定数との比較、議員1人当たりの有権者数や人口、費用対効果を図る算出根拠等の説明は全くなされていません。すなわち、20名を是とするための判断根拠がなく、何となく20名がよいのではないかとしか伝わってこないのであります。市民の信頼に応える議会に改革するためには、本案はその完成度が低いと考え、さらなる定数削減を図る必要があるとの考えから、本案に対して反対の意を表明します。

議長（荒川泰宏君） 次に、第2番、矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。

発議第2号野洲市議会議員定数条例について、賛成討論をいたします。

議員定数は、議会が住民の代表機関であることから、その選出母体である住民の数を考慮し、また代表機関としての性格を有する合議体として議員が一堂に会し、住民を代表しつつ、討論の過程を経て多元的な意思を統合し、市民の意思を決定するのにふさわしい規模であることが必要であります。そこで、豊政会と公明党議員団の小委員会で、数々の意見討論を行ってまいりました。1、議員の定数は市議会の根幹に触れる重要事項であり、議会制民主主義と民意反映の上から慎重を期さなければならない。2、合併協議会で議員定数は34名から22名に、12名の削減が定められた。3番目、報酬審議会では答申の付帯意見として、議会としても定数削減に取り組んでほしい。4番目、間もなく人口が5万人を超え、議員上限値が現行の26名から30名に引き上がる。5番目に、議員報酬引き上げにより、志を持つ若者が市議会の場で活躍する可能性が出てきたが、大幅な定数削減は新人の芽を摘み取ってしまいかねないなどの、小委員会の慎重なる討議の意見を尊重して、私は発議2号野洲市議会議員定数条例案に賛成討論といたします。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 次に、第13番、田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） 13番、田中孝嗣でございます。

発議第2号野洲市議会議員定数条例について、賛成の立場から討論をいたします。

議員定数の策定は、市民がどのような議会をつくるのか、またどのような自治体をつくるのか、住民自治、地方自治の根源に関わる問題です。野洲市議会の定数は中主町、野洲町合併協議会の協議の中で、野洲市の議会議員の定数は22名とする。ただし、合併後最初に行われる一般選挙に限り24名とするということが確認をされており、このことも十分に尊重することが必要と考えております。私ども、豊政会では、議員や議会のあり方、誰もが納得する合理的な議員定数削減はどうあるべきか、公明党議員団と共に議員定数等検討委員会を立ち上げ、費用弁償のあり方と共に、議員定数についても検討をしてまいりました。議員定数は、議会が住民の代表であることから、その選出母体である住民の数を考慮し、また代表機関としての性格を有する合議体として、議員が一堂に会し、住民を代表しつつ、討論の過程を経て、多元的な意思を統合し、市の意思を決定するものにふさわしい規模であることが必要であります。

私たちは、議員定数等検討委員会で、1、議員の定数は市議会の根源に触れる重要な事項であり、議会制民主主義と民意反映の上から慎重を期さなければならない。2、合併協議で議員定数は34名から22名に、12名の削減が定められた。3、報酬審議会では答申の付帯意見として、議会として定数削減に取り組んでほしい。4、間もなく人口が5万人を超える。議員上限値は、現行26人が30人に引き上げられる。5、議員報酬引き上げにより、志を持つ若者が市議会の場で活躍する可能性が出てきたが、大幅な定数削減は新人の芽を摘み取ってしまいかねないなど、多くの議論を尽くし、おおむね民意は議員定数が削減の方向にあるものの、大幅な削減は市民の本意ではないとの結論から、報酬審議会の意見などを尊重し、20名の議員定数提案をしようと結論づけたものであります。

議会は団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っておりますが、今回の提案で議員の機能の低下をご心配いただく面もありますし、合併直後の新市であるために、住民の気持ちと乖離した政策がありますし、市民の皆様からは、大幅な議員削減は住民の声が届かないのではないかと心配であるとの声も聞かせていただきました。今回の提案は、それらの意見を勘案する中、議会や議員に対する機能の充実、議員一人ひとりが市民の皆様から付託された責任を重く受けとめ、一人ひとりが努力することにより、十分に果たせると考えております。そのために、賛成討論をいたします。

どうかよろしく。

議長（荒川泰宏君） 次に、発議第3号について、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。

私は、発議第3号野洲市の議会議員の定数条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。定数18名案でございます。

去る1月23日に臨時会が開かれ、ネットワーク野洲さんの提案されました議員提出議案、野洲市議会議員定数条例制定は、4対18とネットワーク野洲を除く全会派反対の圧倒的多数で否決されました。今回の第2回定例会にも、ネットワーク野洲さんは議員提出議案として、野洲市議会議員定数条例制定を提案されましたが、その提案内容は1月議会と全く同じ内容であります。

1月議会からは期間的にも短く、提案には背景となる事情の変化もない中で、あえて臨時会同様の提案をされたことは、議会制民主主義を否定するのと同じことでもあります。1月臨時会では唐突な提案ながら、各会派も提案内容を真摯に受けとめ、質疑を繰り返しながら慎重に審議、討論を繰り返し、最終的にはその提案は賛成少数で否決されたものであります。この決定というのは、民意そのものであるわけですが、1度否決された提案を全くそのままの内容で提案することに、私は大いに疑問を抱きます。少なくとも、ネットワーク野洲があくまで行財政改革を優先視するため、その政治課題の実現のために議会自ら身を削り、目に見える議員削減をしようということであるなら、1月議会で否決された民意を重く受けとめ、他会派の議員にも行政改革の必要性和議員定数の削減に対し理解を求め、修正案として議員定数の削減案を提案されるべきだったと考えます。

しかしながら、そのような行動を見受けることはありませんでした。今回の提案からは、ネットワーク野洲が民意を大切に、何としても条例を実現したいという強い思いが感じられません。先の臨時会の質疑の中で、提案者は共産党の小菅議員や、あるいは公明党の矢野議員の質問に対しまして、18人のその根拠について、常任委員会3にそれぞれ6人づつ、いわゆる三六、十八という答弁をされております。少ないのがいいのであります。例えば三五、十五という理論も成り立ちますし、あるいはまた常任委員会は3に限らず2にすることも可能でございますので、二八、十六という数字も可能であります。一方、私ども豊政会は、公明党の議員団と共に合計6回の議員定数等検討委員会を開催しま

して、その検討作業を進めてまいりました。また、多くの市民の皆さんからも、合併直後の新市の中での大幅な議員定数の削減というのは、市民の声が届きにくくなるなど、不安からできるだけ避けてほしいなど、その他多くの意見をいただいております。そして、この本定例会に、民意を尊重した新たな議員定数の削減案を提案をさせていただきました。よって、発議第3号野洲市議会議員定数条例制定に反対する討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第8番、三和郁子君。

8番（三和郁子君） ただいま、さまざまな反対討論の中身を聞かさせていただきました。ネットワーク野洲は、市民の目線に立っての信念のもと、再び提出したものであります。発議第3号野洲市議会議員定数条例に対し、再びの賛成討論とさせていただきます。

今次の合併に求められる最大の意義は、優先的な行財政改革により、徹底した無駄の排除と財源の有効活用を実践し、安定的なまちの発展及び市民へのサービス向上を図ることにその意義が求められております。今議会には、2回目の通年予算、18年度当初予算が決定されております。平成18年度予算編成にあたっては、合併特例債や一般起債に財源を求めなければ予算編成ができない事態であります。さらに、18年度末基金残高は、市長はじめ当局の発言、また議員においても、もはや底をつく状態であることの共通の認識に立ち至っております。何としても、財政改善を成し遂げなければなりません。先ほど、ネットワーク野洲が説明もいたしましたけれども、合併協定書協定項目に議会の身分の取り扱い協定項目、野洲市の議会議員定数を22名とする。ただし、合併後最初に行われる一般選挙に限り24名とする由の協定の存在に固執せず、合併の意義や逼迫する財政状況を鑑みての議員定数削減の考えは当を得たものであり、ぜひとも実現しなければならない課題だと思っております。議員数の適正検証においては、野洲市と類似規模の他市でも当発議の定数20人及びネットワーク野洲発議の定数18人を下回る、あるいは上回る例もあります。一概に割り出せない困難性があります。しかし、両町の合併は歴史的にも地理的にも気心においても、お互い知り尽くした中での合併です。5町、6町の広域合併とは大きな違いがあります。少数精鋭の議員の働きで、十分カバーできると考えております。残念ではありますが、先ほど議第9号及び議第9号修正動議が採択され、1年間報酬の3%の減額時限措置とはいえ、高額の報酬アップが決定されました。高い報酬をいただくからには、なおさら議員数削減において報いなければなりません。

この観点から、ネットワーク野洲の提案は、議員数と議員報酬は表裏一体のものとの認識のもと、報酬総額の20%以上の削減を達成することにより市民の皆様への納得が得られ

るものと考え、議員数削減議論の動機づけとなった1月臨時議会の発議に引き続き、今議会においても18人への削減とあわせて、合併前議員定数合計34人の総報酬に対し26.2%削減を目的として、当発議3号を提案させていただいているものであります。現在の野洲市の状況にふさわしい条例と強く意識しています。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号は議会運営委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、発議第2号野洲市議会議員定数条例は、議会運営委員長の報告のとおり可決されました。

次に、発議第3号は議会運営委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、発議第3号野洲市議会議員定数条例は、否決されました。

（日程第5）

議長（荒川泰宏君） 日程第5、交通対策特別委員会調査報告について。

第13番、田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） 13番、田中孝嗣でございます。

議長のお許しを得ましたので、第1回交通対策特別委員会の結果についてご報告をいたします。

3月定例会に先立ちまして、去る2月9日午前9時30分から、助役をはじめ関係者の出席を求め、委員7名及び議長出席のもと、本特別委員会を開催いたしました。本特別委員会の所管事項は、1、JR篠原駅舎改築及び駅周辺整備に関する事。2、JR琵琶湖線、複々線化の促進に関する事。3、新駅設置に関する事。4、国道、広域幹線道路の整備促進に関する事などです。

最初に、新市のまちづくりを考える上で、その手法として国土交通省所管のまちづくり交付金事業につきまして、滋賀県都市計画課から説明員の派遣を受け、その事業内容及び

滋賀県下の先進地事例などを教示いただきました。

次に、所管事項について現状報告を受け、今後の対応について意見を交換いたしました。ＪＲ篠原駅舎改築及び駅周辺整備については、ＪＲ京都支社及び県は、米原駅の改修後に篠原駅舎改修に取りかかる目処が付いたとの見解を示した。平成２２年度完成を目指すための篠原駅周辺基盤整備推進協議会、近江八幡、竜王町、野洲市として事業実施の意思決定をし、ＪＲ及び県との協議を進める必要がある。今後、負担金の問題や駅周辺基盤整備についての方向性を詰めていく必要がある。

次に、ＪＲ琵琶湖線複々線化については、協議会設立当初は守山市、中主町、野洲町の構成するＪＲ複々線化促進協議会で取り組んでまいりましたが、草津市、栗東市を加えた湖南総合調整協議会で取り組むことにし、要望活動を行っている。ＪＲ京都支社の見解は、膨大な整備費、運行管理システムの変更等で数百億円規模の事業となるため、投資と採算を見極めていく必要があるとのことでした。また、輸送力の増強については、当面増発や客車の連結で対応可能とのことでした。

次に、新駅設置についてでございますが、平成１４年度に旧野洲町で実施しました新駅設置可能性基盤調査の結果に基づき、１、新駅設置の位置、２、周辺整備計画の検討、３、市街化区域の拡大などの説明を受けました。新駅設置には大規模な区画整理事業や宅地造成事業等の駅勢圏内人口の増加が必要とされるため、新市の総合計画、都市計画のマスタープランなどの整合性、また農政や都市計画とも十分な調整を行う必要があるとのことでした。

次に、大津湖南幹線につきまして、当路線は新市の地域関連軸としての主要道路として位置づけられている滋賀県の事業として取り組んでいただいておりますが、用地買収から相当期間が経過はしているものの、整備の進捗はなかなか進まない状況であります。大きな懸案事項としては、滋賀県の大幅な予算確保、野洲川の架橋、比江自治体のルート決定であることであります。特に、野洲市域においては、国庫補助事業ではなく滋賀県単独事業のため、滋賀県において予算確保がされれば有効的進捗が見込めるために、滋賀県への予算確保の要望を積極的に行う必要があるとのことであります。

次に、国道８号線バイパスについては、測量の承諾が得られない残り１自治会の対応に、対策委員会と協議を重ね、測量の早期承諾を得て、１日も早い事業着手を目指すために鋭意努力していくとのことでありました。事務局に対し、栗東市域の進捗把握と栗東市と密接な連携強化が必要との指摘がありました。

次に、湖南東近江広域幹線道路、仮称でございますがそれについて、県道野洲中主線の先線と位置づけ、新市交流連携軸の主要道路として、竜王インターチェンジ及び東近江地域のアクセスを充実するために、滋賀県の道路整備事業として取り組んでいただくように、竜王町と広域で要望をしているとのことでもあります。しかしながら、滋賀県は道路整備アクションプログラムに取り上げていないことから消極的であるため、道路整備アクションプログラムの見直しの際には、重要路線として取り扱うように要望をしていく必要があるとのことでした。

今回の特別委員会の運営につきましては、正式な特別委員会の開催に固守することなく、委員会メンバー任意の勉強会という形で議論を重ね、まちづくりについて所管事項の観点から提案できるようにしていくことを確認をいたしました。

以上、第1回交通特別対策委員会の結果報告といたします。以上です。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を午後2時00分といたします。

（午後1時41分 休憩）

（午後2時00分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、提出されました委任専決報告及び議第48号から議第50号まで、平成17年度野洲市一般会計補正予算（第8号）他2件を日程に追加し、議題といたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、委任専決報告及び議第48号から議第50号まで、平成17年度野洲市一般会計補正予算（第8号）他2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

（追加日程第1）

議長（荒川泰宏君） 追加日程第1、委任専決第5号損害賠償の額を定めることについて、市長より報告を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） それでは、委任専決第5号損害賠償の額を定めることについてをご説明申し上げます。

平成14年9月8日、市道において発生した自転車転倒事故に対し、賠償額2万5,050円を定めるものでございます。

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

(追加日程第2)

議長(荒川泰宏君) 追加日程第2、議第48号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第8号)及び議第49号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第4号)、並びに議第50号契約の変更について(野洲市固定系デジタル防災行政無線整備工事)を一括議題とします。

それでは、市長の提案説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) それでは、議第48号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第8号)及び議第49号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてのご説明を申し上げます。

今回、追加で提案をさせていただきました補正予算につきましては、地方自治法第213条に定める繰越明許費の議決を求めるものでございます。

まず、議第48号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第8号)についてご説明を申し上げます。総務費のコミュニティセンターなかさと整備事業では、施設の内容について学区内での検討に時間を要しましたことから、年度内の竣工が困難となりましたので、工事請負費及び監理委託料の合計で3億666万5,000円を次年度に繰り越すものでございます。

民生費の身体障害者療護施設整備補助事業では、505万8,000円を繰り越すものでございます。これは重度障害者入所施設を、社会福祉法人滋賀県障害児協会が守山市守山地先に建設されるにあたり、大津・湖南圏域の各市が建設費の一部を平成17年度、18年度の2カ年で補助する予定をしておりましたが、18年度国庫補助金が前倒しとなり、17年度で追加交付の内示がありました。

しかしながら、工事の進捗状況から国庫補助金の全額を次年度に繰り越しをされることとなりましたことから、本市の補助金も次年度へ繰り越すものでございます。

次に、土木費の野洲川右岸線整備事業では、測量実施設計委託料1,400万円を次年

度に繰り越すものでございます。乙窪地先から竹生地先の間、延長1,700メートルの道路であります。大津湖南幹線との平面交差の協議、県道守山中主線との交差点との協議、さらには守山市の行政区域内となります。終点部分について、地方自治法第244条の3に規定する事前協議等が必要となり、これらに相当な時間を要したことから、年度内の業務完成が見込めないため、次年度に繰り越すものでございます。

また、安治御田川線整備工事では、工事請負契約3,000万円を次年度に繰り越すものでございます。当道路沿いの準用河川御田川は、1月中旬に道路が突然崩落し通行不能な状況に陥ったために、道路路肩の緊急改良工事を行いますが、当工事の規模を考慮すると年度内の完成が見込めないために、次年度に繰り越すものでございます。

都市計画道路市三宅北桜線整備事業では、1億3,709万2,000円を繰り越すものでございます。予定をしておりました一部所有者からの土地取得が、年度内では困難となりましたことと、また、埋蔵文化財調査に時間を要したことから、区画整理事業工事が遅れ、中畑小篠原土地区画整理組合への公共施設管理費負担金の年度内支払いができなくなったことによるものでございます。

地方特定道路市三宅北桜線整備事業では、都市計画道路整備事業に関連する工事及び用地取得の進捗の状況から、合計670万6,000円を次年度へ繰り越すものでございます。

また、市営住宅の木部団地建設事業、また新上屋団地第4期建設事業では、国から平成18年度分が前倒し配分されたために、工事請負契約及び工事監理委託料につきまして、それぞれ次年度へ繰り越すものでございます。

教育費の祇王小学校大規模改造工事では、国及び県の指導があり、3月補正による国庫補助事業として対応いたしました。が、工事施工の安全を確保するために、夏休み期間を利用した工事となることから、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、議第49号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。

公共下水道事業費の篠原4号の枝線管渠築造事業では、県道歩道設置計画などにつきまして関係機関等との協議に期間を要したことから、工事請負費及び水道移設補償費2,750万円を次年度へ繰り越すものでございます。

次に、議第50号契約の変更についてご説明申し上げます。

野洲市固定系デジタル防災行政無線整備工事につきましては、平成17年9月16日に

議決いただき、契約を締結したところでございますが、県協議の結果、テレメーター設備との接続の取りやめ、また、電話応答装置及び音声合成放送システムの追加など、一部工事内容を精査し、請負金額が1,307万1,450円の減額となったことから、契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩といたします。ただちに、全員協議会を開きます。

（午後2時09分 休憩）

（午後2時32分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議第48号から議第50号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時45分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） お疲れのところですが、一点、質疑をさせていただきたいと思えます。

議第48号平成17年度野洲市一般会計補正予算（第8号）中、第1表の繰越明許費について、お尋ねをしたいと思います。

10款の教育費についてでございますが、この繰越明許費は祇王小学校大規模改修事業ということで3億8,927万7,000円、国庫補助金の前倒し事業として行われようとしておりますが、以前にも祇王小学校におきまして第1期改修工事のときに、あのような状態で、思わぬものが出てきたという事実がございます。今回におきましても、そういうことを想定してかかれるのか、また3億8,927万7,000円という、この約4億に近い事業費を、夏休みの1カ月でもって処理をしていくというご説明でございましたが、本当にこの4億からのお金を、1カ月余りでどれだけの事業ができるのか。そして、

今、耐震診断が行われました。そうしたものの結果報告ですね。それも、私どもにはわからない存在でございますので、そうしたものと、その夏休み期間中における工事工程ですね。例えば、コンクリートを打設しても、やはり養生期間というものがございますね。やはり、そうしたものを考えてきたときに、わずか1カ月余りでこの大規模改修ができるかどうか。その部分について、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） それでは、鈴木議員の祇王小学校の大規模改造工事について、ご質問にお答えしたいと思います。

祇王小学校の大規模改造工事につきましては、平成16年度に耐震診断を実施しました。そうした中で、平成17年度に実施設計をいたしまして、今回、上程をさせていただいたものでございまして、そしてもう一つの工事費の工期でございますが、今のところ計画しておりますのが6月議会に議決をいただきまして、6月に着工いたしまして、工事の完成時期は19年の3月末を計画しておりまして、工期は十分あると思っておりますので、慎重に工事にかかりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ちょっと、補足説明しますが、どうも私の提案理由の言葉じりを拾われたような感じがするのですが、おっしゃるように夏休み1カ月でこれだけの工事はできません。集中的に夏休みにしていきたいと、こういう思いでございまして、1カ月とは申し上げておりませんので、誤解のないようにしていただきたいと思っております。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 決して言葉じりをつかんで、私は発言しているつもりはございません。それは、市長がひねくれているだけのことです。はっきり申し上げます。あなたはそういうようにおっしゃいましたので、私は正直ですので、そのように受けとめておりません。

私が申し上げますのは、その耐震の中で、どういう部分において強度不足が生じているのか。その部分を知りたいんですよ。そして、工期が6月着工で19年3月末には完成ということでございますが、やはり、3億8,927万7,000円からの事業費でございますので、こうして議会に提案するとなれば、耐震の補強部分と工事工程表を全議員さんに配付するのが、本来の、あなたたちの役目じゃございませんか。そうしたことができ

ないのに、先ほど来も平成18年度の一般会計の中で、そうした資料がないままに議論をしていくというのも、審査のしようがないんですよ。わかりますか。だから、耐震診断の結果こうやって、こうなっていてこれだけのことをしていかなあかん。これだけのことをやっていくには、1年がかりの工事工程表を出していくのが本来でしょう。

例えば、夏休みに集中して工事をするということですが、夏休み以外の、やはり子どもの安全対策も考えていかなければならんでしょう。そうしたものを、やはり、きちっと提示をしたいただかなければ、ただここで、はい、繰越明許費認めましょう、そんな簡単なものではないと思うんですよ。ただ、この場合は繰越明許を認めよというだけのことでしょう。でも、明許費は認めますよ。この3億8,927万7,000円というのは、根拠があつての繰り越しでしょう。こういう事業をやって、今のこの何も一緒ですよ。都市計画道路の買収が翌年度に繰り越したと。これも、今日の協議会の中でおっしゃっていましたが、そういうことについては説明されたでしょう。そういう部分を踏まえて、やはり、明らかにすべきものは明らかにしていくという姿勢を持たないことには、いったい議会って何だろうというように私は感じますよ。速やかに、耐震診断の補強部分と工事工程表を提出していただきたい。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 議会で審議をいただくのには準備がございまして、補正予算をお認めをいただいた。原案どおり承認をいただいた。そのことを、3月中には時間がないので18年度に繰越しをさせて下さいというのは今の議案。だから、これはいずれにしても契約議決をもらわないといけないのですね。そのときに、図面もおっしゃるように、私も補強の程度がどれだけの補強をしなければならないのか、見ておりません。設計図は出しておりますが。そういうことも含めて、契約議決のときに資料は提出しますので、ご理解をいただいております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） こういう問題を市長が答弁していかないといけないというのは、非常に残念ですね。はっきり申しまして。教育部局というのは独立しているんですよ。違いますか。市長、契約議決のときにそれを出していくとおっしゃいますけれど、それでは遅いんですよ。契約議決までこぎつけたら、そういう部分に対しての修正も何にもできな

いんですよ。市長、これは中身知らんとおっしゃいますけれども、中身を知らないで、どうしてこの3億8,000万円の予算が付けられるんですか。その辺が、私、不可解なんです。修正というのは、例えば、議決するにあたって、その図面を出していくと。出された段階では、既に、もう執行部としてはこれで通していくというものなんですね。そうでしょう。だから、我々の意見は、そこで反映されないということなんです。わかってもらえますか。今晚一晩よく寝て、頭冷やして考えて下さい。そういうものなんです。だから、議会というのは、あくまで審査機関であって、すべてのものをそういう部分でチェックしていくのが議会の機能なんです。そんなことも何もわからないで、はい、認めよということ自体がおかしいのではないですか。今言ったように、どうしてその耐震診断で、こういった結果が出たからこうだとか、だからこういうところを補強していかなければならない。だから、こういうふうに6月までという期日が決まっているにもかかわらず、工事工程が出ていないということ自体がおかしいじゃないですか。違いますか。6月からかかるので、もう3カ月しかないんですよ。4、5、2カ月なんですよ。

だから、教育委員会、申し訳ないですが、耐震補強の部分と、それから工事工程表を速やかに出して下さい。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後2時55分 休憩）

（午後2時55分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（島村平治君） 鈴木議員の再質問に答弁したいと思います。

工事工程につきましては、今も言いましたように6月議会のときに工程表は提出させていただきます。ただし、診断結果については早急にその結果をしておりますので、早急に提出したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 他に、ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議第48号から議第50号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。

よって、議第48号から議第50号につきましては委員会付託を省略することに決定しました。

次に、議第48号から議第50号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第48号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第48号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決されました。

次に、議第49号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第49号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

次に、議第50号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第50号契約の変更について(野洲市固定系デジタル防災行政無線整備工事)については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 平成18年第2回の野洲市定例会の閉会にあたりまして、一言御礼申し上げます。

本定例会は、去る3月3日に招集をさせていただき、本日に至りますまで22日間にわ

たりまして、提案をさせていただきました案件、条例関係 2 2 件、新年度予算 1 1 件、補正予算 7 件、工事請負契約 1 件、市道路線の認定及び廃止 1 件、その他 3 件の合計 4 5 件、さらに本日、追加提案の 3 件を含めまして合計で 4 8 件と、多数の重要な議案をご審議をいただき、すべての議案につきましてお認めを賜り、誠にありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に審議の中で、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、改正報酬額を 3 % 減額される修正議決をいただき、さらに議員定数条例の発議では定数を 2 0 人とされましたことは、今後、行財政改革を進める私たち行政にとりましては、真摯にこのことを受けとめる必要があると感じておるところでございます。

また、本定例会では、それぞれ各会派を代表されまして、主に施政方針、教育方針についてさまざまな角度からのご質問をいただきました。さらに、各議案審議、並びに一般質問におきましても、貴重な意見やご提言を数多くいただいたところでございます。

中でも、中主幼稚園の預かり保育に関しましては、保護者の皆さんにご心配をおかけいたしましたところでございまして、心からおわびを申し上げたいと思っておりますが、以後は万全を期していきたいと考えておりますので、よろしくご了承いただきたいと思っております。

ほかにもこうしたご意見や提言をいただきましたが、これらにつきましても十分尊重し、検討いたして市政運営にあたってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解をいただきたいと思っております。

さて、野洲市が誕生いたしまして 1 年半が経過し、本年度もあとわずかとなりましたが、今日に至るまで課題は残っているものの、合併による大きな混乱もなく、市政のさまざまな制度の移行等もおおむね落ちついてきたのではないかと考えております。しかし、いよいよ平成 1 8 年度からは、新市として価値が問われる年度になるものと考えております。こうした中、我々地方を取り巻く環境は、三位一体の改革が実行される中、自治体にとってまさしく真の自治力が試される時代に入ってまいりましたが、常々申し上げておりますとおり、合併の理念であります小さくとも自立する新市の創造を忘れることなく、人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会づくりの実現を目指し、市民協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご理解をいただきたいと思っております。

最後になりましたが、議員の皆さんにおかれましては、今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことをお願いを申し上げますと共に、ご自愛の上、野洲市発展のた

めにご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

長期間のご審議、誠にありがとうございました。ご苦労さんでした。

議長（荒川泰宏君） これをもって、平成18年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。（午後3時07分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年3月24日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 奥村治男

署名議員 藤村洋二